

# 草加市公共施設設計方針

～統一性のある公共施設を整備するために～



2019年7月

# はじめに

公共施設は、年齢を問わず多くの方が利用するため、安全性はもとより誰にでも使いやすい施設であることが必要です。また、大規模な施設が多いことから、市のシンボルとして景観的にも大きな影響を与えます。さらに、災害時には市民の避難場所や応急活動の場となり、行政活動を継続するための拠点にもなります。

これらの特徴から、公共施設の整備に当たっては、バリアフリー化を意識することや景観に配慮すること、耐震性を確保することなど、様々なことが求められます。

この冊子は、このような公共施設の特徴を踏まえ、企画の段階から設計・施工まで、常に考慮しておくべき基本的な項目を、6つの基本方針としてまとめたものです。

公共施設の形態・素材・色彩等の選定について、共通の認識を持ち、公共施設の統一性を高めていくことによって、“草加らしさ”を表現するものとして策定したものです。

# 目次

はじめに

第1章 総則	1
1 策定の目的	2
2 位置づけ	2
3 対象施設	3
4 活用場面	3
5 活用イメージ	4
第2章 分野別設計方針	5
1 安全性	6
2 機能性（利便性）	7
3 経済性	8
4 耐久性（長寿命化）	9
5 景観	10
6 環境	11

# 第1章 総則

## 1 策定の目的

設計方針の目的は、公共施設の特徴を踏まえ、公共施設の形態・素材・色彩等の選定について共通の認識を持つことにより、公共施設の統一性を高めることです。

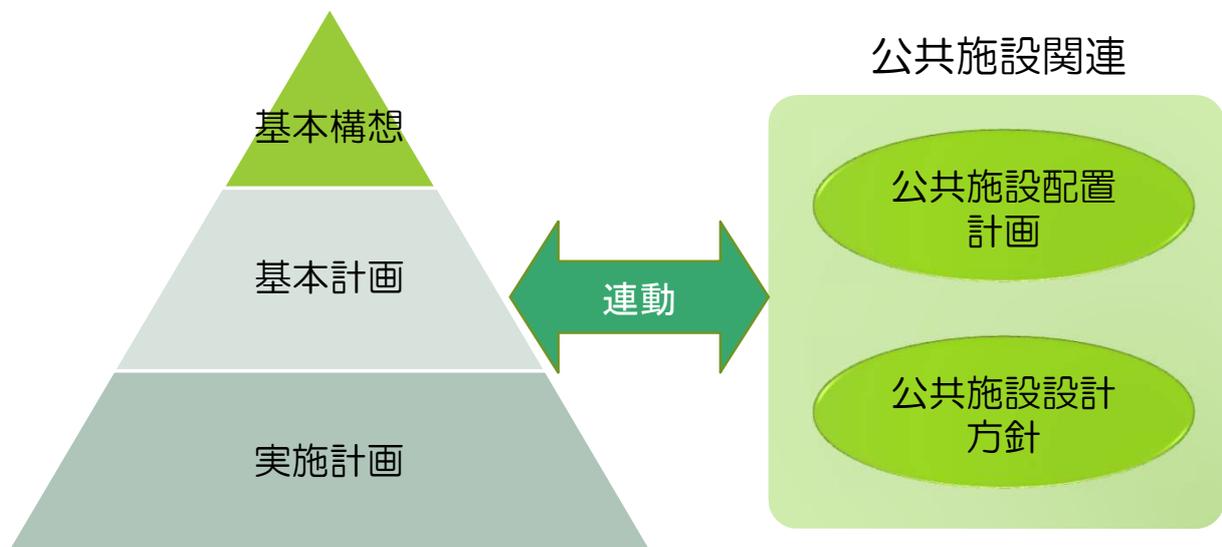
### 公共施設の特徴

- ・ 年齢を問わず多くの市民が利用する -----> バリアフリーを意識する必要あり
  - ・ 大規模なものが多く、景観的影響が大きい -----> 景観に配慮する必要あり
  - ・ 災害時の活動拠点となる -----> 耐震基準を遵守する必要あり
  - ・ 空間の機能や役割に永続性がある -----> 長寿命化を意識する必要あり
- ⋮  
e t c .

公共施設を設計する上で統一した考え（方針）が必要

設計する際に考慮すべき基本的な6項目について  
公共施設設計方針を策定し、統一性を持った公共施設をめざす

## 2 位置づけ



### 3 対象施設

公共施設設計方針の対象は、市内の公共施設（市有建築物）とし、道路、河川等は対象外とします。

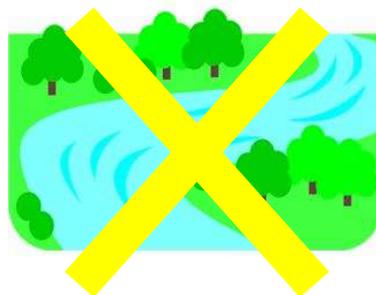
市有建築物



道路



河川



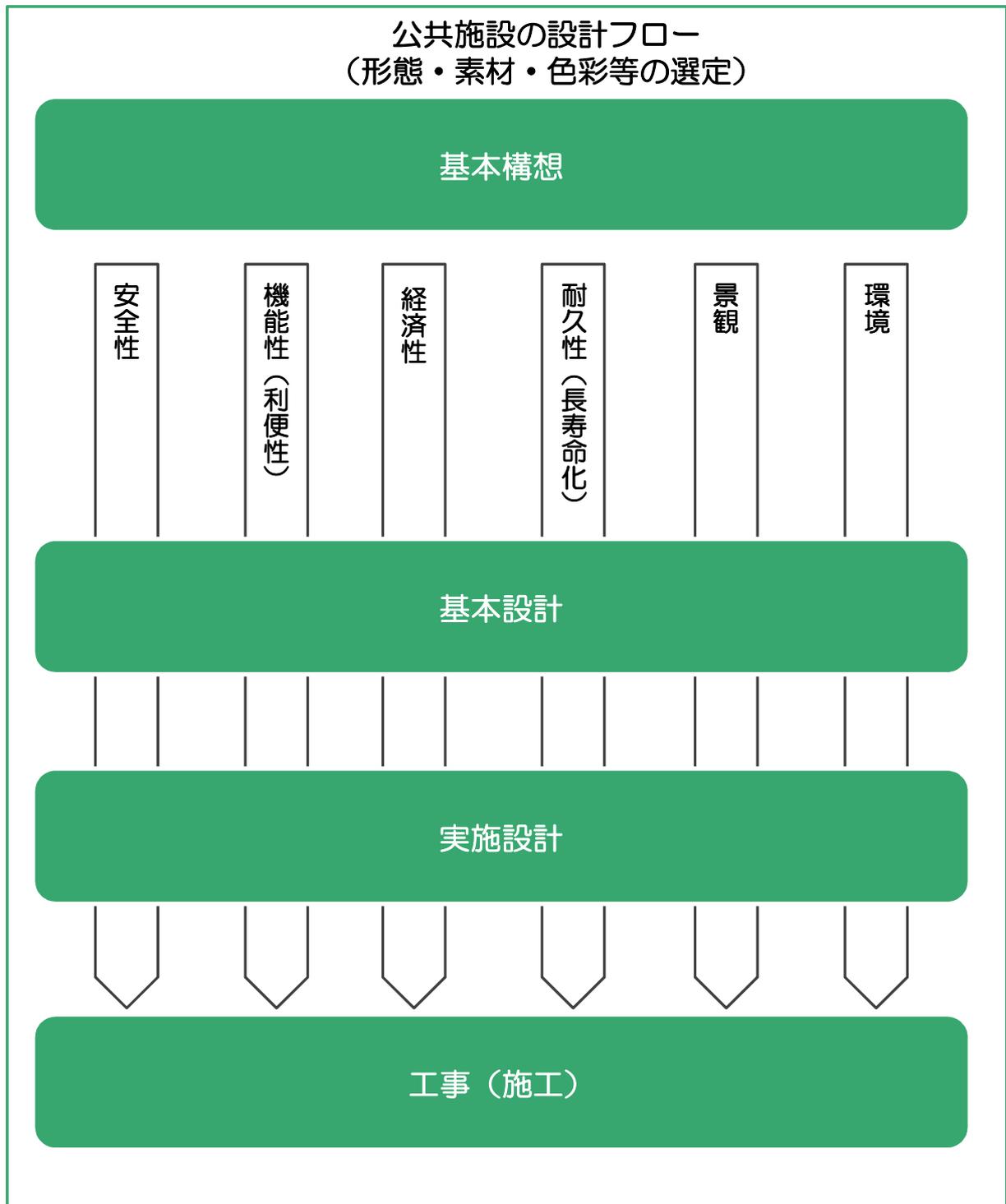
### 4 活用場面

公共施設を新築する場合だけでなく、改築、増築、改修など、工事の種類を問わず、基本構想段階から設計・施工の段階まで、いろいろな場面で活用します。



## 5 活用イメージ

公共施設設計方針は、次の設計フローの中で活用します。



## 第2章 分野別設計方針

## 1 安全性 ～だれもが安心して利用できる施設へ～

公共施設は、不特定多数の人が利用する施設であり、様々な行政サービスを提供する場でもあります。

また、災害発生時には、避難施設としての応急活動の場となり、行政活動を継続したり復旧活動をするための拠点にもなります。このような災害時の活動拠点としての機能を有することから、安全で災害に強い施設づくりが求められます。

このため、地震に対しては公共施設の用途や防災上の重要度に応じた耐震性の確保を図るほか、大規模な災害に備えライフラインの確保が可能な設備の配備、防災拠点に必要な機能を確保することなどが求められます。

そのため、次の方針に基づき公共施設の安全性を確保していきます。

### 方針

地震、火災等の災害に強い施設とし、防災機能の確保を図ります。

子ども、高齢者、障がい者などの利用を念頭に置き、利用者の安全に配慮した施設づくりをめざします。

### 方針に基づく留意事項

- 建物の用途や防災上の重要度に応じた耐震性を確保すること
- 非構造部材、建築設備の耐震性を確保すること
- 耐火性・防火性の確保を検討すること
- 災害時に対応可能なライフラインの確保を検討すること
- 災害応急対策活動の拠点、避難所となる建物の防災機能の確保を検討すること
- 情報設備の機能維持確保を検討すること
- 防犯への配慮を検討すること e t c.

## 2 機能性（利便性） ～だれもが快適に利用できる施設へ～

公共施設は、だれもが円滑に利用できる、人にやさしい空間であることが求められます。

それぞれの公共施設における本来の基本機能を確保したうえで、利用者それぞれの立場から安全で快適に過ごせる機能を充実させるよう配慮することが求められます。

草加市では、平成15年6月に「そうかユニバーサルデザイン指針」を策定し、「だれもが尊重され個性を發揮できるまち」をめざし、できるだけ幅広い多くの人に対応できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進することとしています。

このため、敷地内の建築物の配置を含め、利用者にとってわかりやすい動線や階層構成及び諸室のゾーニングに留意する必要があります。さらに、施設管理者等からの意見を踏まえ、わかりやすい情報の提供、連続的なバリアフリー化、利用しやすい機器の配置など建築物の用途に求められる基本的性能を十分に理解し、計画に反映していく必要があります。

そのため、次の方針に基づき公共施設の機能性（利便性）を確保していきます。

### 方針

公共施設の基本機能を確保したうえで、利用者の視点から、だれもが安全、快適に過ごせる機能の充実を図ります。

### 方針に基づく留意事項

- そうかユニバーサルデザイン指針への配慮に伴い、ユニバーサルデザインアドバイザー制度を活用し、設計を行うこと
- 連続的なバリアフリー化を検討すること
- 施設の配置、ゾーニングを検討すること
- 利用しやすいスペース、大きさを検討すること
- 機能の複合化を検討すること
- 将来ニーズに対応できる可変性に配慮すること
- 機器の使いやすさを検討すること
- わかりやすい情報提供を検討すること
- 各種設備の安定稼働を検討すること e t c.

### 3 経済性 ～コスト管理の徹底～

公共施設は、市民ニーズを的確に把握し、その上で、施設の性能・耐久性・維持管理などについて検討を行い、限られた財源の中で整備することが求められています。

地方自治体の財政をとりまく環境は、非常に厳しい状況にあり、本市も同様の状況にあることにかわりありません。

このため、公共施設に要求される基本的な性能と品質の確保を図りつつ、建築計画、構造計画、設備計画等について、費用対効果の観点から総合的な検討と評価を行う必要があります。また、最小限のコストで最大限の品質を確保するよう常に意識していなければなりません。

そのため、次の方針に基づきコスト管理を徹底していきます。

#### 方針

ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、事業効果の早期発現や環境負荷の低減等による社会的コストを含めた総合的なコスト管理を実施します。

#### 方針に基づく留意事項

- ・ 使用材料を検討すること(耐久性の高さ、保守の容易さなど)
- ・ 工法、仕様の検討をすること
- ・ 構造の検討をすること
- ・ 設備機器の検討をすること
- ・ ライフサイクルコストの縮減を図ること
- ・ メンテナンス、機器交換のし易さを配慮すること
- ・ 維持費低減の検討をすること
- ・ 施設複合化の検討をすること
- ・ 既存施設の用途変更、既存ストックの有効活用等の検討をすること
- ・ 民間活用による運営の検討をすること e t c.

## 4 耐久性（長寿命化） ～未長く使える品質の確保に向けて～

公共施設は、市民の共有資産の有効活用や環境負荷の低減などの観点から、長期的な使用を前提とした耐久性のある施設とすることが基本です。本市における公共施設のうち、多くの施設が建築してから30年以上を経過しています。今後ますます施設の老朽化が進み、大規模な改修や建替え等が集中する時期を迎えることとなります。

既存の施設をどのように維持保全し、あるいは建替えていくかは、今後の市政運営を進めるにあたっての大きな課題です。

現在のような厳しい財政状況下では、すべての施設を建て替えることはできません。

このため、老朽化が進む既存施設について適切な維持管理を行うことにより、良好な環境や建築部材及び設備の適切な状態を維持し、計画的な修繕、改修を行う必要があります。また、本来の目的以外の使用がなされると施設の寿命を縮めることになるため、適正な使用も求められます。

そのため、次の方針に基づき公共施設の耐久性（長寿命化）を確保していきます。

### 方針

将来の市民ニーズの変化、老朽化による建築部材や設備機器・配管の更新など、様々な状況の変化に柔軟に対応できるように、長期的な使用を前提とした耐久性のある施設づくりをめざします。

### 方針に基づく留意事項

- 構造の選定並びに構造の耐久性確保を検討すること
- 設備機器の耐久性確保を検討すること
- 施設の耐久性の向上に努めること
- 品質の確保に努めること
- 建物機能を適正に維持すること e t c.

## 5 景観 ～地域と調和した施設へ～

公共施設は、都市空間を形成する上で重要な要素の一つです。地域特性を生かした個性豊かで魅力ある景観形成が求められます。

本市にとって、古くから存在するまちなみ、歴史、文化、伝統などを感じさせる施設は、“草加らしさ”を表現するために必要不可欠な資源です。

草加の原風景を大切にし、水と緑あふれる豊かな自然環境と調和したまちなみの形成に配慮していくことが大切です。また、“草加らしさ”を活かしたまちなみ景観や快適で心地よい生活環境に寄与し、市民が誇りを持てる景観を形成するための配慮をする必要があります。

そのため、次の方針に基づき魅力的な景観形成をめざしていきます。

### 方針

施設の特性や立地に留意しつつ、草加の特性を活かした“草加らしさ”を表現できる景観形成に取り組みます。

### 方針に基づく留意事項

- 地域の良好な景観、まちなみに配慮すること
- 地域の魅力を活かすことを検討すること
- 景観計画に基づく色調に配慮すること
- C Iベーシックマニュアルを踏襲すること
- まちの活性化に繋がる景観形成を検討すること
- 草加市公共施設風景づくりガイドを活用すること e t c.

## 6 環境～環境に配慮した施設へ～

公共施設の整備等にあたっては、各種の環境施策を反映した環境配慮型の施設づくりを積極的に推進し、建築物のライフサイクルにわたる環境対策に取り組んでいく必要があります。

このため、環境対策・コスト・品質のバランスを考慮したうえで、建築物の断熱性能強化や省エネ設備の積極的な導入により、温室効果ガス削減を図ることが求められます。また、既存樹木の保護や屋上・壁面緑化等によるヒートアイランド対策や雨水利用等による資源・資材の有効利用を推進するなど、総合的な視点から環境への配慮を行うことが求められています。

そのため、次の方針に基づき環境に配慮した整備をめざしていきます。

### 方針

省エネルギー、エコマテリアル（人にやさしく、環境負荷の少ない材料の使用）などを考慮した、自然環境にやさしい施設づくりをめざします。

### 方針に基づく留意事項

- ・ 自然エネルギーの利用を検討すること（太陽光、雨水、地熱等）
- ・ 設備機器等の高効率化を検討すること
- ・ 省エネルギーの推進を検討すること
- ・ 建築物の負荷低減（熱負荷低減のための断熱等）を検討すること
- ・ 自然環境の保全を図ること
- ・ 緑化を推進すること
- ・ 低炭素社会の実現（地球温暖化対策）を検討すること
- ・ 県産木材（さいたま県産木材認証制度に基づき認証された木材）の使用に努めること e t c.



## 草加市公共施設設計方針

発行日：2013年1月

改訂日：2019年7月

発行者：草加市総合政策部

公共建築課・総合政策課

〒340-8550

草加市高砂一丁目1番1号

TEL 048-922-0151

FAX 048-922-3091

e-mail：[ken-eizenka@city.soka.saitama.jp](mailto:ken-eizenka@city.soka.saitama.jp)

[sogoseisaku@city.soka.saitama.jp](mailto:sogoseisaku@city.soka.saitama.jp)